

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震ワーキンググループ協議における基本方針 (案)

第1 総則

趣旨・目的、用語の定義等について定める。

第2 想定・適用基準

1 想定する地震・被害

本アクションプランにおいて想定する地震及び想定する最大の被害は、次のとおりとする。

(1) 想定する地震（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）

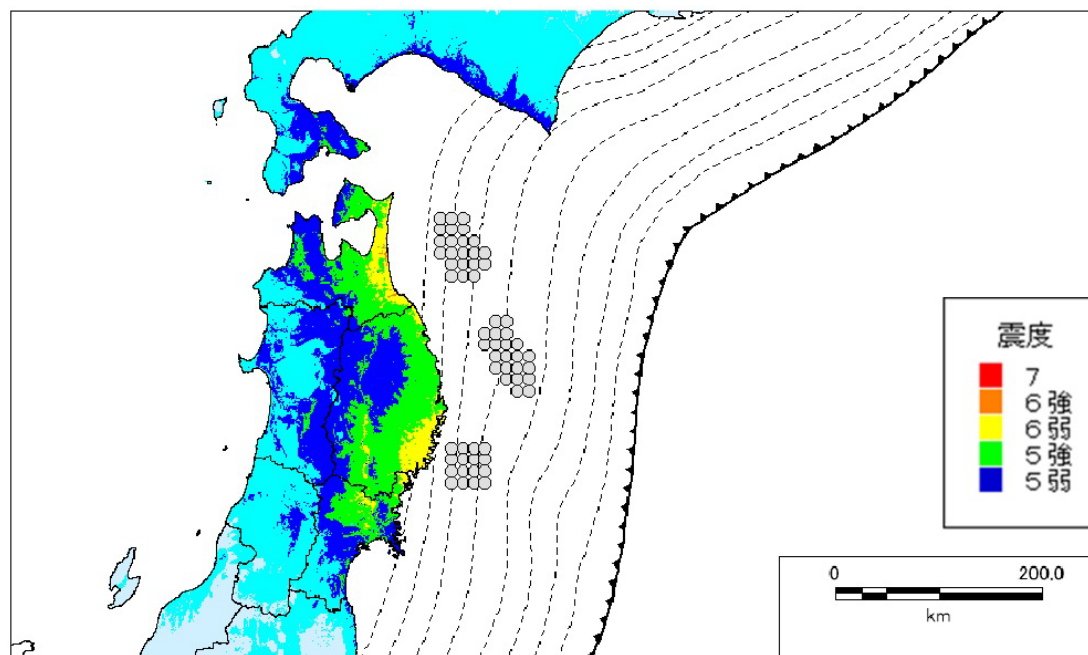
ア 想定するケース：中央防災会議防災対策実行会議「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書（令和4年3月22日）」（以下「中央防災会議被害想定」という。）による想定される最大クラスの地震・津波

イ 地震の規模

日本海溝（三陸・日高沖）モデル：モーメントマグニチュード9.1

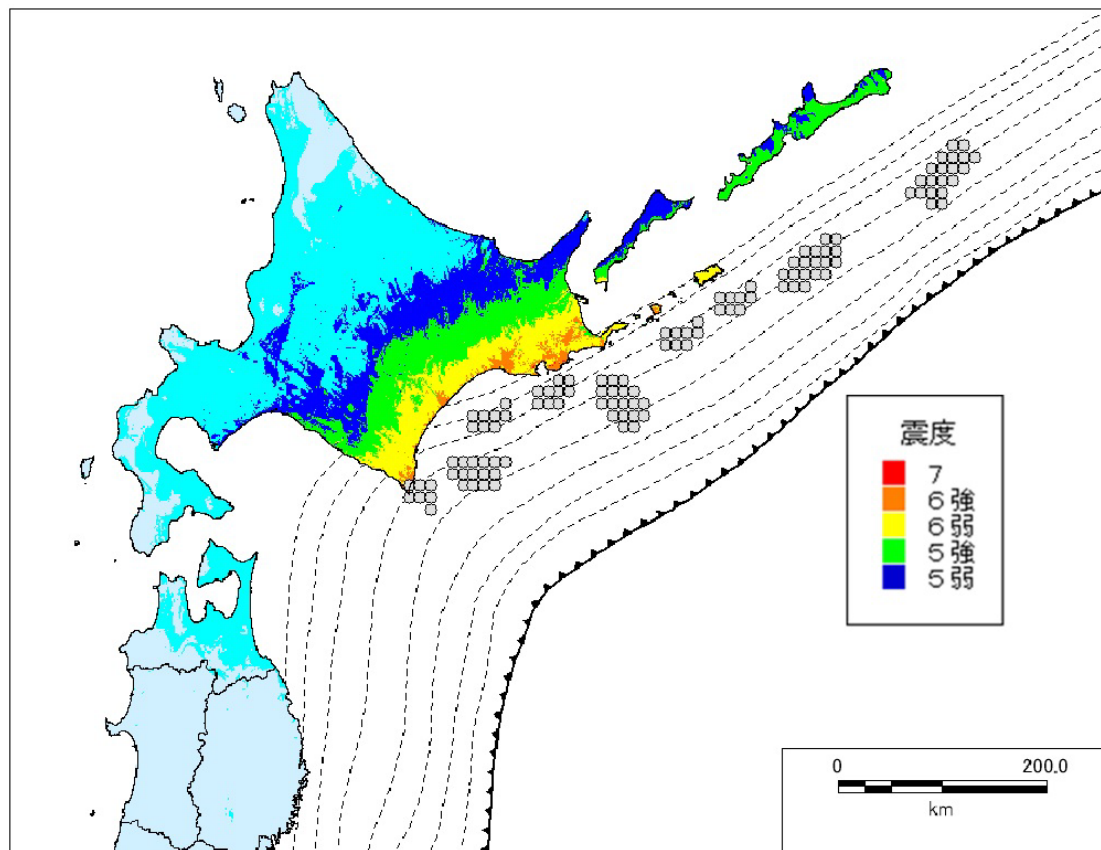
千島海溝（十勝・根室沖）モデル：モーメントマグニチュード9.3

【図1 震度分布図（日本海溝モデル）】



88 : 強震動生成域

【図2 震度分布図（千島海溝モデル）】



88 : 強震動生成域

(2) 想定する最大の被害

中央防災会議防災対策実行会議「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について【定量的な被害】」（令和3年12月21日）に示された被害想定のうち、以下の被害項目に着目し、想定する被害を表1のとおり取りまとめた。

ア 被害想定のうち、本アクションプランにおいて着目する被害項目は、「避難者数」及び「全壊棟数」とする。

イ 被害想定のうち、被害が最大となる条件は以下のとおりである。

(ア) 避難者数（1週間後）

日本海溝モデル：冬・夕・早期避難率低

千島海溝モデル：冬・夕・早期避難率低

(イ) 全壊棟数

日本海溝モデル：冬・夕

千島海溝モデル：冬・夕

【表 1 被害想定（避難者数（1 週間後）、全壊棟数）】

日本海溝モデル

	避難者数（人）	全壊棟数（棟）
北海道	265,000	119,000
青森県	182,000	65,000
岩手県	60,000	18,000
宮城県	65,000	17,000
秋田県	1,100	100
山形県	90	
福島県	2,000	800
茨城県	1,800	600
千葉県	600	100
合計	577,590	220,600

千島海溝モデル

	避難者数（人）	全壊棟数（棟）
北海道	168,000	57,000
青森県	41,000	15,000
岩手県	7,600	3,700
宮城県	26,000	7,000
秋田県		
山形県		
福島県	500	200
茨城県	300	70
千葉県	700	80
合計	244,100	83,050

2 適用基準

本アクションプランの適用基準については、中央防災会議幹事会が取りまとめた「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 7 年 6 月 30 日）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプランの適用基準を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 本アクションプランは、次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

ア 地震発生時の震央地名の区域が、表 2 に示す震央地名一覧の想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度 6 弱以上の震度が観測され、かつ、1 道 6 県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合

イ 地震発生時の震央地名の区域が、表 2 に示す震央地名一覧の想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度 6 強以上の震度が観測され、かつ、1 道 6 県のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合

【表 2 震央地名一覧】

日本海溝地震の想定震源断層域と重なる震央地名				
岩手県沖	青森県東方沖	三陸沖	一部浦河沖	一部十勝沖

千島海溝地震の想定震源断層域と重なる震央地名				
十勝沖	釧路沖	根室半島南東沖	北海道東方沖	択捉島南東沖

(2) 上記(1)以外の適用

上記(1)の条件を満たす地震が発生した場合のほか、政府、関係団体等の各種情報から、上記(1)の場合に類する被害が想定され、本アクションプランに基づく地方公共団体間の応援職員派遣を実施することで、迅速かつ円滑な被災地支援を実現できると総務省が判断した場合に適用する。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプランとの関係

上記(1)に示した本アクションプランの適用基準は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプランのものと同一であり、当該アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用する。

第 3 応援編成計画（受援県－応援県の組合せ）、応援・受援体制等

1 応援編成計画

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時において主として応援を受けると想定される 4 の道県（北海道、青森県、岩手県及び宮城県。以下「重点受援道県」という。）に対し、既存の災害時相互応援協定等も勘案しつつ、即時に支援する都府県及び指定都市（以下「即時応援都府県等」という。）を割り当て、応援編成計画としてアクションプランに記載する。

【論点 1】：応援側の単位については、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に都道府県（管内市区町村を含む。）及び指定都市をそれぞれ一単位とすることでよい。

【論点 2】：受援側の単位については、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に都道府県（指定都市を含む。）を一単位とすることでよい。

【論点 3】：応援編成計画策定に当たっての考慮事項については、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に、①既存の相互応援協定、②被害規模、③応援側の職員規模及び④移動距離・時間の 4 要素でよい。

※ 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランにおいては、受援都県の位置を踏まえ「方角」の要素も考慮事項となっていたが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、方角は一方向となるため考慮事項から除外。

【論点 4】：応援編成計画は、日本海溝モデル及び千島海溝モデルの 2 パターン作成すべきか。

※ 2 パターン作成の場合、重点受援道県と即時応援都府県等との組合せが 2 パターンとなるため、現地調整会議準備会の実施について支障となる可能性がある。

2 応援職員確保調整本部の設置

アクションプランを適用した場合、関係団体と協議の上必要と認められた場合等に応援職員確保調整本部を設置する。

3 応援隊の編制等

アクションプラン適用後、即時応援都府県等は、原則として以下のとおり重点受援道県に対し応援を行う。

- (1) 重点受援道県の災害対策本部に対し、速やかに G A D M を含む先遣隊を派遣する（プッシュ型）。
- (2) 活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに統括班、応援班、後方支援班等から構成される応援隊を編制する。

【論点 5】：一の受援都県に対し、応援編成計画上のすべての即時応援都府県等が先遣隊を派遣する必要があるか。

※ 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランでは、受援都県に対して即時応援道府県等の数が多かったため、先遣隊派遣団体は即時応援道府県等の一部（数団体）とする方針となった。

第 4 実効性確保のための取組

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの第 6 及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの第 5 に定める実効性確保のための取組に準じて例示する。